

長崎国際大学 懲戒委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学教職員の懲戒に関する規程に基づき、長崎国際大学懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）について定めることを目的とする。

(懲戒委員会)

第2条 懲戒委員会は、学長の諮問委員会として、教職員の懲戒処分について公正な審議を行い学長に報告する。

(委員の構成)

第3条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副学長または学長が指名した学部長
- (2) 委員 各学科から委員長が指名する教授各1名、並びに事務局長及び総務課長
- (3) 監事

2 委員長が審議に必要と認めた場合は、理事又は教職員を事案ごとに委員として指名することができる。

3 懲戒委員会が当該事案の審議に必要と判断した場合、当該教職員以外の者を出席させて、事情を聴取することができる。

4 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、委員の中から臨時に委員長を指名する。

5 委員が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、他の者を臨時に指名することができる。

(審議事項)

第4条 懲戒委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教職員の懲戒処分に関する事項
- (2) 解職の場合の対象となる役職位に関する事項
- (3) 損害賠償に関する事項
- (4) その他懲戒に関する事項

(開催)

第5条 懲戒委員会は、委員長が招集してこれを開催する。

(定数)

第6条 懲戒委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(懲戒の決定)

第7条 懲戒は、出席委員の過半数の賛成を得た処分内容を委員長が学長に報告の上、学長がこれを理事長に上申し、理事長の決裁をもって決定する。

(弁明)

第8条 懲戒委員会は、当該教職員に対して事前に弁明の機会を与える。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、懲戒委員会の議を経たのち学長が理事長に上申のうえ、理事長が行う。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は総務課がおこなう。

附則

この規程は平成28年3月30日から施行する。